

## ニューヨーク州継続法学教育(CLE)提供認定機関 (認定プロバイダー)としての資格取得のお知らせ

社団法人 国際商事法研究所事務局

### はじめに

このたび、(社)国際商事法研究所は、「ニューヨーク州継続法学教育委員会」(the New York State Continuing Legal Education Board)から、同州の継続法学教育(以下「CLE」という)の提供機関としての認定を、2000年9月25日から2003年9月25日までの期間について付与されました(この認定期間は、後述の通り、延長可能なものになっています)。これにより、日本におられるNY州法曹有資格者の方々にも、当研究所が提供する一定の講座を受講なされることにより、同州のCLE受講義務にて要求される「単位」取得ができるようになりました。会員各位中のNY州法曹有資格者の方々におかれましても、是非この制度をふるってご活用いただければ幸いに存じ上げます。

### 「CLE」とは何か

「CLE」とは、「Continuing Legal Education」の略称で、法曹資格取得後の有資格者も継続して法学教育を受講するという制度です。米国の州によっては、法曹資格の維持要件の一つとしてこのCLE受講を義務付けるところがあり、その際には「Mandatory Continuing Legal Education」などと呼ばれる場合もあります。

ニューヨーク州においても<sup>1</sup>、1998年12月31日から、同州の法曹によるCLE受講を原則として義務付ける規則が発効し(新人の法曹には専門職としての能力を身に付けさせ、かつ新人以外の法曹にはかかる能力を維持させるため<sup>2</sup>)、日本人のNY州法曹有資格者の間でも話題に上っていたところであります。すなわち、日本に在住して、企業内の法務部員として実務に携わる場合(あるいは法務部には所属せずに社内法律実務にも携わらない場合)や、日本の法律事務所において日本とNY州との双方の法曹資格を有しながら日本あるいは米国などの涉外法律実務に携わる場合などにおいて、果たして前記CLE受講の義務が「免除」(exemptions)されるか否かが不明であるという論議があったところです(CLE義務を「免除する」場合の一つとして挙げられている、「...attorneys who do not practice in New

York」という文言の意味が曖昧であるという問題があります<sup>3</sup>)。この論議の結論はなかなか明確ではなく、もとより当研究所が判断すべき事柄でもありません。しかし、いずれにせよ、日本に在住する日本人NY州法曹の有資格者から、同州のCLE義務要件を満たせるような「単位」付与を可能とする教育提供の場が望まれていたところであります。

### CLE 単位取得を可能とする「認定プロバイダー」とは何か

NY州で取得義務が課されるCLEの「単位」は、ニューヨーク州継続法学教育委員会(以下「NY州CLE委員会」という)が認定した機関(Accredited Provider、以下「認定プロバイダー」という)が提供するものか、または、認定コースあるいは認定プログラムでなければなりません<sup>4</sup>(もっとも新人法曹以外の場合は、著作活動などによる単位取得の便法が認められております<sup>5</sup>)。

そして、原則として、同州規則が規定する前述の義務「免除」(exemptions)に該当しない限りは、二年に一度やってくる資格更新手続までの間に通常の法曹(以下「ベテラン法曹」という)では24単位を取得し、資格取得後二年以内の者(以下「新人法曹」という)の場合には一年で16単位、二年あわせると計32単位を取得する必要があるとされております<sup>6</sup>。ベテラン法曹の場合、24単位のうち少なくとも4単位は「倫理およびプロフェッショナリズム」(Ethics and Professionalism)と呼ばれる領域の科目からいわば必修しなければならず、新人弁護士の場合には一年で16単位の取得のうち、次の配分で単位取得をするように求められております<sup>7</sup>。すなわち、「倫理およびプロフェッショナリズム」で3単位、「スキル」(Skills)についての単位で6単位、「実務マネジメント」(Practice Management)あるいは「専門家としての実務諸領域」(Areas of Professional Practice)科目で7単位、であります。

「認定プロバイダー」は、この単位要件を満たす教育を提供することができ、そのアナウンスの際には提供する各コースあるいはプログラムが上述のどの分類に属する科目で何単位分をそれぞれの科目に割り当てるのかなどといった

事項を記載することになっております<sup>8</sup>。

#### (社)国際商事法研究所による「認定プロバイダー」資格の取得

当研究所は、CLE 義務要件を満たすプロバイダーの審査、認定、および監督を行う NY 州 CLE 委員会<sup>9</sup>から、この度、正式に、「認定プロバイダー」たる地位を2000年9月25日から2003年9月25日までの期間について付与されました。この認定期間は、その後も、適切な更新申請により原則として更新されると規定されております<sup>10</sup>。したがって、今後、当研究所は、単位付与にふさわしい講座について、NY 州 CLE 規則上の「単位」を付与していくこと致します。

具体的には、会員研究会の一つである「IBL アメリカン・ロイヤーズ・クラブ」の会合を原則として単位付与の対象とすると共に、会員向け「月例会」のうち米国法関連のトピックス等についても単位取得の対象にしていきたく考えております。なお、今回、「認定プロバイダー」たる地位を取得するにあたり、1997年8月1日以降に当研究所が行った講座についても遡及的に認定範囲に含めていただけましたので、この間に行われた「IBL アメリカン・ロイヤーズ・クラブ」の会合の受講者に対しても、準備が整い次第、ご本人様からの請求にしたがって「単位」取得の証明書発行手続きを進めています。

#### おわりに

日本に居る日本人 NY 州法曹の有資格者が、同州の CLE 単位取得義務を免除されるか否かについて疑義がある現状において、日本に居ながらにして単位取得をしておきたいとご要望される会員各位のご期待に対し、今回の当研究所への「認定プロバイダー」たる地位の付与が少しでも貢献できることを願って止みません。これを機に、当研究所が日本に居られる NY 州法曹有資格者の皆様や、今後有資格者になられる皆様にもご活用いただけるようになれるることを願うと共に、単位取得が義務であるか否かの解釈如何にかかわらず、NY 州 CLE 委員会から正式な「認定プロバイダー」として認められた当研究所の講座を今後とも会員各位にご活用いただきたく、お願ひする次第であります。

#### [注]

1 NY 州の規則については、次の URL 参照。  
<http://www.courts.state.ny.us/1500.htm>

2 同規則§§1500.11および1500.21参照。

3 NY 州という「場所」において法律実務を行っていない場合に常に免除されるのか、または、日本を含む如何なる場所においても「NY 州法」に関する法律実務を行っていない場合にのみ

免除されるのか、不明であるなどという疑惑が論議されているようである。さらには、名刺に「NY 州弁護士」といった肩書きさえ書かなければ免除の対象になるはずだ、という議論もきかれる。そもそも、法務部員として日本に在住しながら社内で国際法務を扱うことは、規則上少なくとも「法律実務」に当たると解されるように読めるが、それが“practicing law in New York”になるのか否かは不明である。免除の幅を「狭く」解釈すれば、たとえば社内法務部員として国際契約書の準拠法として NY 州法を採用して社内クライアント向けにアドヴァイスをしていた場合には「免除」規程の対象「外」になるとされてしまうかもしれない。更に、NY 州に出張して契約交渉などに携わる際などにも、不安が残る。これら不安の原因となっている文言については、規則§1500.5(b)(1)および“Practicing Law in New York”という文言解釈についての公式見解である次の URL 参照。<http://www.courts.state.ny.us/prlawny.htm> (この、解釈についての公式見解では、原則として「すべての NY 州法曹は “practicing law in New York” であると推定され……[この推定を覆すための] 立証責任は各 NY 州法曹が負う」という厳しい言い方がされている。さらに同公式見解は、各 NY 州法曹がその判断を行う際には判例やリストメントを頼りとしつつ、「免除」に該当すると判断した場合にはその判断の根拠となる書類を後々の監査手続に対応するために保存しておかなければならぬ、と続けている。) なお、もし「免除」に該当すると解釈した場合には、規則§§1500.12(f)(2)または1500.22(k)(2)にしたがって、日本国においては CLE の義務がない旨を二年に一度の法曹資格更新手続の際に「自ら？」証すことになると思われる。

4 同規則§§1500.2(b), 1500.12(a), および1500.22(a)等参照。

5 同規則§1500.22(e)～(h)参照。

6 同規則§§1500.22(a)および1500.12(a)参照。

7 同上参照。

8 規則§1500.4(f)参照。

9 同規則§§1500.1および1500.3(e)参照。なお、後者の規則によれば、「特に地理的な僻地における認定プログラムまたは認定コースの提供を促進し奨励する」ことも、NY 州 CLE 委員会の使命になっている。米国における場合と比べて、日本に居る NY 州法曹有資格者にとっては認定単位の取得が容易ではないので、その意味では日本がこの規則のいう「地理的な僻地」に該当するのかかもしれない。かかる事情においては、(社)国際商事法研究所に対する「認定プロバイダー」としての地位の付与は、継続教育を受ける上での不便さを感じていた日本の NY 州法曹に対しての不便さの解消に繋がるものもあり、正に同委員会の使命の一つを遂行したものと解せるであろう。

10 同規則§1500.4(c)(5)(i)参照。